

国立市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法の一部改正により、歳入の納付に係る指定代理納付者制度が指定納付受託者制度へ移行することに伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市下水道条例の一部を改正する条例案

国立市下水道条例（昭和54年7月国立市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。